

平成24年11月16日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子 様

回答者

有限会社C o o & R I K U

代表取締役 大久保 延子

電話 [REDACTED] FAX: [REDACTED]

回答者代理人 弁護士 [REDACTED]

ご回答書

冠省 当職は、回答者有限会社C o o & R I K U（以下、「回答者」といいます。）の代理人として、ご連絡差し上げます。

貴協会の平成24年10月19日付「ご連絡」（以下、貴協会よりこれまでに頂きました書面と区別するため、「貴協会書面3」といいます。）に対し、以下のとおりご回答いたします。

第1 はじめに

平成24年9月24日付「ご連絡」（以下、「回答者書面2」といいます。）でお伝えしましたように、回答者は、貴協会より頂きましたご指摘を参考として、お客様により分かりやすい表現となるよう、年度内にもペット売買契約書（以下、「本件契約書」といいます。）の全面的な見直し・改訂を行う方向で検討しております。

具体的な契約書案につきましては、確定でき次第、使用開始前に、貴協会に

お送りいたしますので、その際は、改めてご指導を賜りたく存じます。

第2 不特定物売買・特定物売買について

- 1 平成24年7月11日付「ご連絡」（以下、「回答者書面1」といいます。）及び回答者書面2で回答しましたように、回答者においてペットとして動物を購入される方は、売買契約を締結する際、例外なく個性に着目されています。

貴協会書面3では、回答者のHPで犬種等により検索を行うことができる表示が導入されていることを指摘されておられますが、これは、あくまで犬種を絞って検索が出来るというものに過ぎず、特定物売買であることを否定するものではないと思料いたします。

回答者におきましては、インターネット販売においても、当該動物の種類、性別、生年月日、カラー、出生地や繁殖者等を明記した上、当該動物の写真も複数掲載して販売しておりますので、購入者は、当該動物の個性に着目して購入されておられます。

この点、貴協会書面3には、「主観的に売買が種類に着目して行われた場合には、不特定物売買に該当する場合もあり得る」と記載されております。

しかしながら、回答者の店頭でペットとして動物を購入されるお客様は、例外なく、実際に動物をご覧になった上で、「この犬（猫）」というように、お買い求め頂く動物を選んで購入されております。これはまさにその動物の個性に着目して購入されていることに他なりません。

インターネット販売の場合も同様です。前述のように、回答者のHPには、当該動物の種類、性別、生年月日、カラー、出生地、繁殖者等に加え、写真も複数掲載しておりますので、お客様は、個性に着目して購入されております。過去に犬種のみで売買契約が成立した事例はありません。

- 2 このような回答者の販売実情から、本件契約書は、回答者と購入者の動物の

売買契約が特定物売買のみであることを想定して規定しております。

本件契約書第4条は、このことを確認する趣旨の規定ですが、消費者にとって分かりにくいというご指摘は真摯に受け止め、今後の契約書改訂に活かす所存です。

第3 瑕疵担保責任について

- 1 本件契約書第6条の解釈について、「当該ペット特記事項」とは、「特記事項／先天性疾患による保障制度」が適用される場合を指します。

なお、本契約書第6条は、回答者書面1及び回答書書面2に記載しましたとおり、瑕疵担保責任の全部を免除するものではございません。契約締結後、引渡し完了までの間に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合には、回答者は、民法の規定に基づき、瑕疵担保責任を負います。

従って、本契約書第6条は、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定めるものであるもので、消費者契約法8条1項5号には該当しないものと思料いたします。

また、仮に、貴協会が指摘されるように、本件契約書第6条で回答者が瑕疵担保責任を負うケースが極めて稀な場合に限られ、これが「全部を免除するに等しい」と評価されるとしても、「特記事項／先天性疾患による保障制度」により、一定の要件を満たす場合は、同程度の代犬猫が提供されるものとされています。これはまさに、消費者契約法8条2項1号の「瑕疵のない物をもってこれに代える責任」を定めたものであり、本件契約書第6条には消費者契約法8条1項5号は適用されないものと思料いたします。

この点、貴協会書面3には、「特記事項／先天性疾患による保障制度」が適用される範囲が限定されていることを捉えて、当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足るとは評価できない旨記載されています。

しかし、消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足るか否

かという問題は、あくまで代替給付義務の内容の問題であり、要件の問題ではないものと思料いたします。そして、「特記事項／先天性疾患による保障制度」では、生体価格が同程度の代犬猫を提供するものとされていますので、当該保障制度の給付内容は、消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足るものと思料いたします。

また、「特記事項／先天性疾患による保障制度」の要件につきましても、売買の目的物が動物である以上、それが何らかの先天的な欠陥を有している危険性ないし可能性は常に否定できませんので、そのような欠陥があった場合についての売主の責任を一定の範囲に限定することは、売買の目的物の性質に照らし合理的なものであると思料いたします。

2 第7条と第8条の解釈について

(1) 第7条については、回答者書面1でご説明しましたように、合理的に解釈していただければ格別の問題はないものと思われますが、第6条との関係等が消費者に分かりにくく、誤解を招く恐れがあることも事実ですので、ご指摘を真摯に受け止め、今後の契約書改訂に活かす所存です。

(2) 第8条についても、第6条を確認するものであり、合理的に解釈していただければ格別の問題はないものと思われます。しかし、消費者により分かりやすくするため、ご指摘を真摯に受け止め、今後の契約書改訂に活かす所存です。

第4 生命保障制度について

1 回答者の生命保障制度（以下、「本件保障制度」といいます。）が保険契約に該当せず、保険業法に抵触しないことは、回答者書面1及び回答者書面2で回答したとおりです。

保険法第2条1号の保険契約の定義は、下記の4つの特徴をもつと言われて

います（『保険法解説』有斐閣136頁）。

①契約の名称は問わない。

②当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約している。

③相手方が②に対して保険料や共済掛金を支払うことを約している。

④③の保険料や共済掛金が、②の一定の事由の発生の可能性に応じたものとして支払われる。

上記④を満たすためには、危険の測定やそれに応じた保険料の算定が行われていることが必要です。

しかし、本件保障制度の保障代金は、ペットの生体代金と保障期間に応じて定められており、危険の測定やそれに応じた保障代金の算定をしておりません。

したがって、本件保障制度は、上記④を満たしませんので、保険契約に該当しません。

この点、貴協会書面3には、「保障内容の主要部分が金銭による給付となっていることから、より一層、保険的な性格が強いもの考えられます。」とありますが、保障内容が金銭の給付であることは、上記②に関することであり、本件保障制度が④を満たさず保険契約に該当しないという結論に影響を及ぼすものではないと思料いたします。

また、本件保障制度は、ペットの販売に付随するサービス提供システムであり、この点からも、本件保障制度は保険にあたらぬものと思料いたします。

2 貴協会書面3に、「ペットの代金を安く抑えていることを広告しながら『全てのお客様に対して基本的に各種保障にご加入していただく形をとっており

ます。』として高額の生命保障代金を徴収していること、等に鑑みますと、貴社の生命保障制度の運用には、（保険業法との関係も含め）相当程度見直すべき点があるように思われます。」との記載があります。

この点、回答者は基本的に各種保障にご加入していただく形をとっておりますが、これは、お客様にご購入頂いたペットに万が一の事故が起きた場合にサポートさせて頂きたいという考えからのものです。また、本件保障制度やその他の医療補償保険は、加入を強制しているわけではなく、あくまで任意のものです。回答者がお客様に各種保障の内容を説明し、お客様で必要ないとお考えになれる場合は、加入いただいております。

このことからすれば、回答者の本件保障制度自体に貴協会のご指摘されるような問題点はないものと思料いたします。

第5 貴協会書面3に対する回答は、以上のとおりです。

冒頭に述べましたように、回答者は、貴協会より頂きましたご指摘を参考として、お客様により分かりやすい表現となるよう、本件契約書の全面的な見直し・改訂を行う所存です。今後も、回答者の検討の至らない点、ご不明な点などございましたら、ご指摘いただければ幸いです。

なお、今後、本件に関するご連絡は当職宛にいただけますようお願い申し上げます。

草々